

川崎市防災都市づくり基本計画推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 災害に強い市街地の形成を目指した都市計画を中心としたまちづくり分野の予防的な対策や、大規模災害発生後の迅速な都市復興方策を総合的に取りまとめた「川崎市防災都市づくり基本計画」を推進することを目的として川崎市防災都市づくり基本計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市防災都市づくり基本計画の推進に関する庁内調整に関すること
- (2) その他川崎市防災都市づくり基本計画の推進に関し必要な事項

(組織及び構成)

第3条 推進会議は、座長及び推進委員をもって構成する。

- 2 座長は、まちづくり局市街地整備部長をもって充てる。
- 3 推進委員は、別表1に掲げる関係部署の課長等で構成する。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見・説明、資料提出等を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の業務を補佐し、円滑な運用を図るため、川崎市防災都市づくり基本計画推進会議幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会に座長を置き、座長は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課長をもって充てる。
- 3 幹事会委員は、別表1に掲げる関係部署の係長等で構成する。

(作業部会)

第6条 推進会議の所掌事務を円滑に遂行するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議、推進会議幹事会及び作業部会の事務局は、まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要に応じて推進会議に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

この要綱は、平成28年11月16日から施行する。

別表1 防災都市づくり基本計画推進会議

	関係部署名
1	総務企画局 総務部 庶務課
2	総務企画局 危機管理室 震災・臨海部対策担当
3	総務企画局 都市政策部 企画調整課
4	財政局 財政部 財政課
5	市民文化局 市民生活部 企画課
6	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課
7	経済労働局 産業政策部 企画課
8	環境局 総務部 環境調整課
9	健康福祉局 総務部 企画課
10	まちづくり局 総務部 企画課
11	まちづくり局 計画部 都市計画課
12	まちづくり局 交通政策室 交通計画担当
13	まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課
14	まちづくり局 住宅政策部 住宅整備推進課
15	まちづくり局 指導部 建築管理課 建築企画担当
16	まちづくり局 指導部 宅地企画指導課
17	建設緑政局 総務部 企画課
18	建設緑政局 緑政部 みどりの企画管理課
19	建設緑政局 緑政部 みどりの保全整備課
20	港湾局 港湾経営部 経営企画課
21	臨海部国際戦略本部 臨海部事業推進部 臨海部調整担当
22	上下水道局 水道部 水道計画課
23	上下水道局 下水道部 下水道計画課
24	消防局 総務部 企画担当
25	川崎区役所 まちづくり推進部 企画課
26	幸区役所 まちづくり推進部 企画課
27	中原区役所 まちづくり推進部 企画課
28	高津区役所 まちづくり推進部 企画課
29	宮前区役所 まちづくり推進部 企画課
30	多摩区役所 まちづくり推進部 企画課
31	麻生区役所 まちづくり推進部 企画課
32	教育委員会 総務部 庶務課